

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

XII 公害反対闘争

1 公害をめぐる状況

公害・環境破壊の現状

環境庁編集の昭和五九年版『環境白書』には、ここ数年同様に、「環境の状況は、近年、一時の危機的状況から一応脱し、全般的には改善を示してきている。しかし、大都市圏を中心に改善の遅れている分野が依然残されており、環境基準の維持・達成に一層の努力が必要な状況にある」と記載されている。

たしかに、大気汚染の原因物質である大気中の硫黄酸化物は、主として石油、石炭などの化石燃料の燃焼にともない発生するものであり、高度経済成長期に石油系燃料が大量に消費されたことにより、急速に汚染が拡大したが、一九六八年以降は、低成長期に移行するとともに諸対策がすすめられた結果、大気中の硫黄酸化物の濃度は、年々減少傾向を示してきた。しかし、大気中の窒素酸化物は、発生源としては工場などの固定発生源に加えて、自動車などの移動発生源の占める割合が大きく、硫黄酸化物に代わって大気汚染の主役の位置を占めてきたものであるが、大気中の二酸化窒素の濃度をみると、ここ一〇年ほどおおむね横ばいで推移し、いっこうに改善のきざしがみられないばかりか、名古屋、川崎など地域によっては悪化する傾向もみられ、東京都では道路沿いの自動車排ガス測定局での環境基準達成率は、二〇%にも満たない。また、発ガン性物質をふくみ人の健康に影響を及ぼすおそれのある浮遊粒子状物質の環境基準の達成率は、ここ数年向上してきているものの、いまだ五〇%を割っており、低い水準にとどまっている。

そのため、大気汚染による公害患者として認定される者は年々ふえつづけ、一九七四年の公害健康被害補償制度発足時には一万四三五五人だったものが、一九八三年一二月末には八万八五〇九人となった。

水質汚染の状況については、代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)や化学的酸素要求量(COD)の環境基準でみると、環境基準が達成されていない水域は依然として三二・五%もあり、最近の経年推移をみても横ばいの傾向にある。環境基準が達成されていない比率は、水域別では、湖沼五八・五%、河川三四・七%、海域一八・七%と湖沼の汚染がいっこうに改善されておらず、また、都市内の中小河川や内湾、内海等の閉鎖性水域で依然として達成率が悪い。

地下水については、発ガン性などをもち健康に影響を及ぼすおそれのあるトリクロロエチレンなどの危険な化学物質による広範な汚染が進行しており、地下水を水源としている上水道の汚染が危惧されている。

催奇形性や発ガン性をもつ猛毒のダイオキシンは、2・4・5T系除草剤のずさんな廃棄処分により土中に流出し、あるいは、ごみ焼却場でのプラスチック製品などの燃焼により大気中に放出されるな

ど、環境中での蓄積が新たな問題となっている。水俣病の原因物質であった水銀についても、使用済み乾電池の焼却廃棄による大気中への放出の危険が指摘され、その回収が緊急を要する課題となっている。

農用地汚染の状況についても、カドミウムによる汚染は、一二都府県一九地域のうち基準値以上の汚染が認められたところは七地域もあり、既存の汚染地域の拡大傾向がつついている。

騒音公害は、例年、公害に関する苦情のうちでもっとも件数の多いものであるが、そのうち、飲食店等の深夜営業騒音や家庭のピアノ、クーラーなどの生活騒音などの近隣騒音についての苦情件数が近年増大している。また、交通量の多い幹線道路を中心とした道路周辺地域において自動車交通に起因する騒音、振動等の公害が、航空機、新幹線などの運行から生ずる公害とならんで深刻な問題となっている。

公害・環境行政の後退

ここ数年、公害・環境行政がいちじるしく後退していることが、各方面から指摘されてきた。一九七八年の二酸化窒素環境基準の大幅緩和の強行、環境アセスメント法案の骨抜き化と国会審議の見送り、食品添加物規制の大幅緩和の強行などはその具体的な例である。

さらに、近時、「民事責任をふまえた損害賠償保障制度」として、一九七四年から施行された公害健康被害補償法の見直しがおこなわれるようになった。同法にたいしては、かねてから経団連が同法にもとづく賦課金の増大などを理由にその根本的見直しを要求してきたが、一九八三年三月の臨調最終答申も、「公害健康被害補償法に基づく第一種指定地域及び解除の要件の明確化を図ること」として、その見直しを求めた。これを受けた環境庁は、同年十一月二日、中央公害対策審議会にたいして、「今後における公害健康被害補償法に基づく第一種地域(大気系)のあり方について」という諮問をおこなった。その趣旨について環境庁はつぎのように説明した。

【諮問の趣旨】

- (1) わが国の大気汚染の状況をみると、硫黄酸化物による汚染は著しく改善される一方、窒素酸化物および浮遊粒子状物質による汚染はほぼ横ばいに推移する等、その態様に変化がみられる。
- (2) 環境庁としては、こうした大気汚染の態様の変化を踏まえ大気汚染と健康被害との関係の検討に資するため、各種の調査を実施してきたところである。
- (3) このたび、これらの調査のデータをとりまとめたので、その結果を中央公害対策審議会に報告し、わが国における第一種地域のあり方に関して、中央公害対策審議会の意見を求めることとしたものである。
- (4) 中央公害対策審議会における具体的な審議事項は、わが国の大気中に存する汚染物質と健康被害との関係の評価、ならびにこの評価を踏まえた第一種地域の指定および解除の要件のあり方等である。

この諮問にたいして、公害患者らは、そのねらいが指定地域の解除要件を新たに設定して、現在まで指定されている全国四一地域の大半を指定解除することにより、公害健康被害補償法の改悪・廃止につながる動きだとして、警戒を強めている。

全国公害被害者のたたかい

全国の公害被害団体が総結集している全国公害被害者総行動実行委員会の主催による環境週間・第九回全国公害被害者総行動デーは、一九八四年六月五、六の両日、東京で取り組まれた。

第一日目は、総決起集会が日比谷公会堂で多くの労働組合をふくむ一七八団体約二〇〇〇人の参加のもとに開催された。「公害根絶と平和を求めて」をメインスローガンにしたこの集会では、「臨調行革路線のもとですすめられる公害被害者の切捨てや公害健康被害補償法の改悪・廃止の策動を許さず、国民と広く連帯してたたかおう」という基調報告、記念講演、公害健康被害補償法改悪をおしすすめようとする政府・財界を裁く裁判構成劇「一九八四年公害法廷」などがおこなわれた。集会後は、二〇〇〇人による環境庁にたいする抗議要請行動が取り組まれた。

第二日目は、東京各主要駅頭での公害根絶を訴える四万枚のビラまき、東京各地区労、国公労連などの労働組合も参加した霞ヶ関官庁街を通るデモ行進などの行動に支えられながら、環境庁長官交渉、経団連交渉その他各省庁一斉交渉がもたれたが、ここでも、公害健康被害補償法の見直し問題は大きな争点になった。

この日、全国公害被害者総行動実行委員会は、全国から集めた「公害健康被害補償法改悪・廃止に反対し、公害被害者対策等公害・環境行政の拡充と強化を求める要求書」の署名一五万人分を内閣総理大臣にあてて提出した。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
